議案参考資料

[令和 4 年第 2 回定例会(6 月)]

[担当課(室)係]

税 務 課 市民税担当 諸 税 担 当 資産税担当

議案名

報告第2号 専決処分(桐生市市税条例の一部改正)の承認を求めるについて

趣旨・目的

地方税法等の一部改正に伴い、桐生市市税条例について所要の改正を行う必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでしたので、令和4年3月31日に専決処分をもって措置したものです。

概要

1 固定資産税関係

- (1)土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、 商業地等に係る課税標準額の上昇幅を調整し、2.5%(現行5%)としま す。
- (2) 固定資産課税台帳の閲覧及び固定資産課税台帳記載事項証明書の交付について、住所が明らかにされることにより人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合に、住所を削除する等の措置を講じて閲覧及び交付を可能とするよう改めます。
- (3) 熱損失防止改修工事を行った家屋に対する固定資産税の軽減措置について、対象となる工事を拡充(太陽光発電装置、高効率空調機等に係る工事を追加)します。

2 その他の改正

法律が改正されたことにより生じた適用条項のずれの修正及び文言整理を行います。

(施行期日:令和4年4月1日)

背景・経過

現下の経済社会情勢等を踏まえ、土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整等を行う必要があることから、地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)が令和4年3月31日に公布され、一部規定を除き同年4月1日から施行されました。